

令和5年11月29日 招 集

令和5年第6回本市議会定例会追加議案

山形県村山市

付 議 事 件 目 次

- 1 議第82号 村山市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例について…………… 3
- 2 議第83号 村山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について・ 5
- 3 議第84号 令和5年度村山市一般会計補正予算（第6号）…………… 別冊

以上別紙のとおり

令和5年12月15日 提 出

村山市長 志 布 隆 夫

議第82号

村山市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例 について

村山市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定するものとする。

村山市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (案)

村山市特別職に属する者の給与等に関する条例(昭和32年村山市条例第23号)の一部
を次のように改正する。

第2条第3項及び第4条第3項中「100分の162.5」を「100分の165」に改める。

附則に次の1項を加える。

16 令和5年12月に支給する期末手当に関する第2条第3項及び第4条第3項の規定の適
用については、第2条第3項及び第4条第3項中「100分の162.5」とあるのは、「100
分の167.5」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定並
びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の村山市特別職に属する者の給与等に関する条例(以下「新
条例」という。)附則第16項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 新条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の村山市特別職に
属する者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の
規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

市長等及び議会の議員の期末手当の支給割合について改定を行うためこれを提案する。

議第83号

村山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

村山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

村山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

（村山市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 村山市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年村山市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の120」を「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」に改め、同条第3項中「「100分の67.5」と」の次に「、「100分の125」とあるのは「100分の70」と」を加える。

第21条第2項第1号中「100分の97.5」を「、6月に支給する場合には100分の97.5、12月に支給する場合には100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員等の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用		円	円	円	円	円	円
短時間勤務職	1	163,700	212,000	245,600	276,900	301,100	329,400
員以外の職員	2	164,800	213,800	247,100	278,500	303,300	331,600
等	3	166,100	215,500	248,400	280,000	305,300	333,900

4	167,200	217,000	250,000	281,700	307,300	335,900
5	168,300	218,600	251,300	283,200	309,100	338,000
6	169,500	220,500	252,900	284,900	310,900	340,000
7	170,600	222,100	254,300	286,800	312,600	341,900
8	171,700	223,900	255,700	288,600	314,200	343,900
9	172,800	225,400	257,000	290,400	315,800	345,800
10	174,300	226,900	258,300	292,300	318,100	347,800
11	175,600	228,400	259,800	294,100	320,300	349,900
12	176,900	230,000	261,200	295,900	322,300	351,900
13	178,300	231,200	262,500	297,800	324,400	353,800
14	179,800	232,600	263,700	299,400	326,400	355,800
15	181,300	234,100	265,000	300,800	328,400	357,700
16	183,000	235,500	266,200	302,300	330,300	359,700
17	184,200	237,000	267,400	303,800	332,300	361,400
18	185,600	238,600	268,700	305,800	334,300	363,400
19	187,000	240,000	270,000	307,900	336,200	365,300
20	188,400	241,500	271,400	309,700	338,200	367,200
21	189,900	242,700	272,800	311,400	339,900	369,100
22	192,200	244,300	274,400	313,400	341,900	371,100
23	194,500	245,900	276,000	315,300	344,000	373,000
24	196,800	247,300	277,500	317,100	345,900	375,000
25	199,100	248,500	279,100	318,900	347,400	376,900
26	200,900	249,800	280,900	320,900	349,300	378,800
27	202,400	251,200	282,500	323,000	351,200	380,800
28	204,100	252,400	284,100	324,900	353,100	382,700
29	205,700	253,500	285,700	326,700	354,800	384,300
30	207,300	254,500	287,300	328,700	356,700	386,100
31	209,200	255,500	288,800	330,700	358,600	387,900
32	210,600	256,400	290,200	332,700	360,400	389,500
33	212,000	257,300	291,500	334,000	362,300	391,300

34	213,400	258,200	293,100	336,000	364,100	392,700
35	214,700	259,000	294,600	337,900	365,800	394,100
36	216,000	259,800	296,100	340,000	367,600	395,600
37	217,300	260,600	297,600	341,900	369,000	397,000
38	218,600	261,700	299,200	343,800	370,300	398,200
39	219,800	262,900	300,800	345,800	371,600	399,400
40	220,900	264,000	302,500	347,700	373,000	400,500
41	222,000	265,300	304,000	349,600	374,200	401,600
42	223,100	266,500	305,600	351,500	375,100	402,800
43	224,200	267,600	307,200	353,300	376,100	404,000
44	225,200	268,700	308,700	355,200	377,200	405,100
45	226,100	269,800	310,300	356,700	378,000	405,800
46	227,000	271,000	311,900	358,100	379,000	406,500
47	227,900	272,100	313,600	359,600	379,900	407,200
48	228,900	273,100	315,100	361,100	380,700	408,000
49	229,800	274,100	316,000	362,600	381,500	408,600
50	230,800	275,100	317,600	363,400	382,300	409,200
51	231,500	276,200	319,100	364,500	383,100	409,700
52	232,500	277,100	320,700	365,500	383,900	410,100
53	233,400	278,000	322,300	366,400	384,600	410,500
54	234,300	278,900	323,900	367,500	385,300	410,800
55	235,100	279,800	325,500	368,400	386,000	411,100
56	235,900	280,700	327,000	369,500	386,800	411,400
57	236,300	281,700	328,500	370,400	387,300	411,700
58	237,000	282,600	329,700	371,100	387,900	412,000
59	237,800	283,500	330,800	371,800	388,500	412,300
60	238,400	284,400	331,900	372,400	389,200	412,600
61	238,900	285,500	332,700	372,800	389,600	412,900
62	239,800	286,500	333,600	373,400	390,300	413,200
63	240,400	287,300	334,400	374,200	391,000	413,500

64	240,900	288,300	335,200	374,900	391,600	413,800
65	241,400	288,800	336,000	375,200	392,000	414,100
66	241,900	289,500	336,400	375,900	392,600	414,400
67	242,400	290,300	337,000	376,600	393,200	414,700
68	243,000	291,200	337,800	377,300	393,800	415,000
69	243,500	292,200	338,600	377,600	394,200	415,200
70	244,000	293,000	339,300	378,300	394,800	415,500
71	244,500	293,800	340,000	379,000	395,300	415,800
72	245,100	294,600	340,600	379,600	395,800	416,100
73	245,600	295,300	341,100	379,900	396,100	416,300
74	246,100	295,800	341,700	380,500	396,500	416,600
75	246,500	296,200	342,200	381,200	396,900	416,900
76	247,000	296,700	342,800	381,800	397,300	417,100
77	247,500	296,800	343,100	382,300	397,600	417,300
78	248,000	297,200	343,600	382,800	397,900	417,600
79	248,500	297,400	344,000	383,400	398,200	417,900
80	249,000	297,700	344,500	383,900	398,500	418,100
81	249,400	297,900	345,000	384,400	398,700	418,300
82	250,000	298,100	345,500	385,000	399,100	418,600
83	250,400	298,400	346,000	385,500	399,400	418,900
84	250,800	298,600	346,500	385,800	399,600	419,100
85	251,200	298,900	346,800	386,200	399,800	419,300
86	251,600	299,200	347,200	386,800	400,100	
87	252,000	299,500	347,700	387,200	400,400	
88	252,400	299,900	348,100	387,600	400,600	
89	252,800	300,200	348,400	388,000	400,800	
90	253,300	300,600	348,900	388,500	401,100	
91	253,600	300,900	349,400	388,900	401,400	
92	253,900	301,300	349,800	389,300	401,600	
93	254,200	301,400	350,000	389,600	401,800	

94	301,600	350,400
95	302,000	350,900
96	302,400	351,300
97	302,600	351,400
98	302,900	351,900
99	303,400	352,300
100	303,800	352,600
101	304,000	352,900
102	304,300	353,300
103	304,700	353,700
104	305,000	354,100
105	305,200	354,600
106	305,500	355,000
107	305,900	355,400
108	306,200	355,800
109	306,400	356,300
110	306,800	356,700
111	307,300	357,000
112	307,600	357,400
113	307,700	357,900
114	308,000	
115	308,300	
116	308,700	
117	308,900	
118	309,100	
119	309,400	
120	309,700	
121	310,100	
122	310,300	
123	310,600	

	124		310,900				
	125		311,200				
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円
		192,300	220,400	261,200	281,000	296,300	322,300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員等に適用する。ただし、第23条に規定する者を除く。

第2条 村山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」」を「「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」」に改める。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の97.5、12月に支給する場合には100分の102.5」を「100分の100」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の村山市一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の村山市一般職の職員の給与に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

山形県人事委員会の勧告等を踏まえ、期末・勤勉手当の支給割合及び給料表について改定を行うためこれを提案する。